

◎新潟県告示第975号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年9月3日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称		主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更年月日	
新	社会医療法人 崇徳会	長岡市深沢町2300番地	在宅介護支援センターみつごうや	長岡市緑町2丁目4番地5	令和6年4月1日	
旧	医療法人 崇徳会					
新	社会医療法人 崇徳会	長岡市深沢町2300番地	ケアプランセンター こころ	長岡市三ツ郷屋町287番地1	令和6年4月1日	
旧	医療法人 崇徳会					
社会福祉法人 柏崎市 社会福祉協議会		柏崎市豊町3番59号	柏崎市西地域包括 支援センターまちなか	新	柏崎市鏡町8番13号 セラみなみ1階	令和6年7月1日
				旧	柏崎市西本町一丁目4番38号	